明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する省令（**法務**三五）　一

〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件
（**財務**一四三）　三
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第一項の主務大臣が定める輸出先国を定める件の一部を改正する件
（**財務・厚生労働・農林水産**一）　四
○保安林の指定をする件
（**農林水産**一〇一四～一〇一九）　五
○高速自動車国道に関する件
（**国土交通**四三三）
○海上における射撃訓練を実施する件
（**防衛**一二八）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件
（**同**一二九～一三一）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件
（**同**一三二、一三三）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件
（**関東地方整備局**一八四）
○道路に関する件
（**中部地方整備局**六〇、六一）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
最高裁判所　岐阜県　福岡県　堺市
神戸市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○法務省令第三十五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき並びに同二法及び法務省の所管する法令を実施するため、法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月二十四日

法務大臣　小泉　龍司

法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する省令

法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　法務省の所管する法令に規定する手続等（別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であって、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものを除く。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　法務省の所管する法令に規定する手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条、第七条及び第九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。
第三条　削除	（申請等の指定） **第三条**　電子情報処理組織を使用して行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく申請等は、他の法令に定めのあるものであって、行政機関等が定める条件に適合するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　［略］

2　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、行政機関等の定めるところに従い、当該申請等に関する法令の規定において申請等の際に通知すべきこととされている事項に係る情報を、これについて電子署名を行い、送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、本文に規定する措置に代えてこれによらなければならない。

［3・4　略］

5　情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第二項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

6　［略］

第五条　削除

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六条　［略］

2　情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等に関する法令の規定において処分通知等の際に通知すべきこととされている事項に係る情報を、これについて電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えてこれによらなければならない。

［3～5　略］

（電磁的記録による縦覧等）

第七条　行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法によるものとする。

（電磁的記録による作成等）

第八条　［略］

別表（第一条関係）

申請等	第十九条の七第一項、第十九条の八第一項及び第十九条の九第一項
処分通知等	第十九条の七第二項、第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項

申請等	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第三項及び第四項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項並びに第十六条第三項
	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）

［3～5　同上］

［条を加える。］

（電磁的記録による作成等）

第七条　［同上］

［別表を加える。］

第六条第一項、第七条第二項、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項、第十三条第二項並びに第十四条第四項	処分通知等	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年六月一日から施行する。

（戸籍法施行規則の一部改正）

第二条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の九の二の次に次の一条を加える。

第七十九条の九の三　戸籍事務には、法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）は適用しない。